

1 住基カードには、次の事項が記載されています。

- ・写真
- ・氏名
- ・通称（住民票に通称が記載されている方に限ります。）
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・交付地市区町村名
- ・有効期間
- ・その他（市区町村によって異なります。例：窓口連絡先、注意事項、市章やマスコット等）

外国人住民の住基カードのイメージ



※券面デザインは、独自のデザインを導入している市区町村もあります。

2 住基ネット・住基カードの運用が開始されると、例えば次のことができます。

- ・一部の行政機関で住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続きが簡略化されます。
- ・お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けることができるようになります。
- ・住基カードの交付を受けている方は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行うことで、引越し時の手続きで市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。
- ・住基カードに公的個人認証の電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができるようになります。
- ・住基カードの交付を受けている方は、一部の市区町村において、コンビニエンスストアでの証明書の交付など、市区町村が行う独自のサービスが受けられるようになります。

個別の手続等、詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

○外国人住民に係る住民基本台帳制度について

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html